

京都大学附属図書館本館利用内規

(昭和 60 年 6 月 25 日附属図書館長制定)

(平成 19 年 6 月 19 日改訂)

(平成 23 年 6 月 9 日改訂)

(平成 24 年 9 月 25 日改訂)

(平成 29 年 3 月 31 日改訂)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、京都大学附属図書館利用規程（平成 24 年 9 月 25 日附属図書館長裁定）（以下「規程」という。）第 28 条の規定に基づき、京都大学附属図書館本館（以下「本館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 本館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 10 時まで
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年達示第 83 号）第 13 条第 1 項第 3 号に定める創立記念日（6 月 18 日）午前 10 時から午後 7 時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、その時間を延長又は短縮することがある。

(休館日)

第 3 条 本館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 京都大学通則（昭和 28 年達示第 3 号）第 3 条第 1 項に定める冬季休業の期間
- (2) 京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年達示第 83 号）第 13 条第 1 項第 4 号に定める夏季一斉休業日
- (3) 2 月及び 8 月のうち、それぞれ館長が定める日
- (4) 京都大学自家用電気工作物保安規程（昭和 46 年達示第 18 号）にて定められた定期点検等による停電が実施される日
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。

(貸出期間、冊数)

第 4 条 本館の開架閲覧室の図書館資料の貸出期間及び冊数は、2 週間以内、5 冊以内とする。

- 2 本館の書庫内の図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。
 - (1) 学生 1 か月以内、10 冊以内
 - (2) 役員及び職員 1 か月以内、30 冊以内
 - (3) 名誉教授 1 か月以内、10 冊以内
 - (4) その他館長の許可を受けた者の貸出期間及び冊数は別に定める。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、製本雑誌の貸出期間及び冊数は、2 日以内、必要と認める冊数以内とする。
- 4 貸出を受けた図書館資料は、夏季又は冬季の各休業期間中に限り、休業期間終了後 1 週間まで貸出期間を延長することができる。

(学生の貴重図書の閲覧)

第5条 規程第9条に定める貴重図書の閲覧を希望する者が、学生(他大学学生を含む。)であるときは、閲覧願の提出にあたっては、当該閲覧願に所属の学部、研究科等の指導教員の署名・押印を得るものとする。

(特別貸出手続)

第6条 規程第19条に定める特別貸出を受けようとする部局等の長は、所定の貸出願に貸出図書目録を添えて、館長に提出し、許可を受けなければならない。

2 特別貸出の貸出期間及び冊数は、その都度、館長が定める。

(入庫検索手続)

第7条 規程第20条により書庫内の図書館資料を検索する者は、所定の手続きを経て入庫する。

(入庫検索時間)

第8条 入庫検索の時間は、第2条第1項第1号による開館の場合は午前9時から、また同項第2号による開館の場合は開館時から、それぞれ閉館の1時間前までとする。ただし、必要に応じて、入庫検索時間を短縮し、又は入庫検索を休止することがある。

(視聴覚資料の利用)

第9条 本館が所蔵する視聴覚資料は、館内の所定の場所で利用しなければならない。

2 利用に関する手続きは、別に定める。

(施設の利用)

第10条 本館の研究個室、共同研究室、メディア・コモンズ、学習室24その他の施設の利用については、別に定める。

(遵守事項)

第11条 利用者は、本館内においては本館の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内の各フロアや施設等の注意事項に従って利用すること。
- (2) 図書館資料、機器その他の設備を丁寧に扱い、紛失、汚損又は毀損しないこと。
- (3) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (4) 許可なく撮影を行わないこと。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、本館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、昭和60年6月25日から施行する。
- 2 京都大学附属図書館規程施行細則(昭和32年12月17日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成5年5月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成29年4月1日から施行する。